

かんとう保全ニュース

令和二年冬号
2020年1月
国土交通省
関東地方整備局
営繕部

<TOPICS>

1. 冬季の保全について
2. 台風15号、19号の被害事例
3. 令和2年度保全業務労務単価について

1. 冬季の保全について

冬シーズンがやってきました。
これから本格的な冬の寒さを迎える前に施設の再点検を行い、事前の対策に取り組みましょう。

雪に対する備え

- 近年、地球温暖化の影響による異常気象が続いています。平野部では雪が積もることも少ないため、事前の対策が不十分であったり、対応が遅れがちになります。そのため、いざという時に備えておきましょう。



事前準備

- 自転車置き場、物置などの外部の工作物の積雪荷重を確認しましょう。積雪地仕様でない既製品を使用していると、雪の重みに耐えられなくなり、たわみや倒壊を起こすことがあります。
- 暴風雪により停電することがあります。自家発電機設備の燃料の確認、懐中電灯やラジオ等の準備をしておきましょう。

雪が降ってきたら・・・

- 早めの雪かきや、凍結のできる水たまりは通行禁止等の対策を行いましょう。



雪が降ったあと

- 通行の安全を確保するため、通路の雪かきをしましょう。
- 避難経路となる通路や出入口が通行可能であることを確認しておき、積雪後にドアが凍結・積雪のために動かなくなっている場合は、凍結箇所を溶かし、通行できるようにしましょう。
- 設備機器の周辺や換気ガラルの前に積雪があると、機器の正常な動作が保証できません。設備機器周辺の除雪して下さい。



室外機の周りは除雪しましょう

結露

冬になると室内外の温度差が大きくなり、室内の窓やサッシに結露が発生します。結露を放置しておくと、その周辺にシミやカビの発生原因となります。

結露対策

- ・ 結露水はこまめに拭き取りましょう。
- ・ 窓の下に結露水吸収シートを貼ることも効果的です。
- ・ サッシの結露水受けにゴミ等がたまっている場合は清掃しましょう。
- ・ 倉庫・書庫など、締め切ったままの部屋は窓を開けて換気を行い、湿度の調整をしましょう。



『結露によるカビの発生』

2. 台風15号、19号の被害事例と台風通過後の点検について

9月に発生した台風15号は、関東地方に上陸したものとしては観測史上最強クラスの勢力で、最大風速は57.5m/sを記録し、千葉県を中心に甚大な被害を与えました。また、10月に発生した台風19号は、関東、甲信、東北地方で記録的

な大雨をもたらし、甚大な被害を与えました。公共施設においても、強風による破損や損害が発生しましたので、その事例の一部を紹介します。



台風通過後に点検の必要な屋上



冷却塔のルーバー、マット破損

左上の写真は、台風15号による庁舎屋上の冷却塔の破損です。冷却塔のルーバーが強風により本体から外れたため、内部のマットが風により、補給水のボールタップに挟まり、補給水が出っぱなし状態になっていました。屋上へはタラップでしか上がれないため、発見に時間がかかりました。

右上の写真は、台風による強風のため、FRP製の冷却塔が中胴部分と下部水槽部分で分断さ



冷却塔の分断

れたものです。このまま放置しておくと、部品が飛ばされ、第三者へ被害を及ぼす可能性があります。

台風通過後は、必ず屋上に上り、被害が無いか、点検を行って下さい。また、破損物が飛散する可能性がある場合は、第三者被害を及ぼす可能性がありますので、適切な処置をお願いします。

第三者被害の懸念がある損傷



老朽化した扉の破損



窓ガラスの破損



照明器具カバーの破損

左上の写真は、老朽化した扉が強風により破損したものです。この状態で放置しておくとな下の危険があるので、すぐに修繕を行うか、修繕が難しい場合は、破損した扉を安全な場所へ移動させましょう。中央の写真は、強風により石等が飛来し窓ガラスが破損したものです。このままですと、割れたガラスが飛散し怪我をする恐れがあります。欠けたガラスを取り除き、取り除けないガラスは養生テープを貼る等して、飛散防止等の安全対策を行って下さい。右上の写真は、強風により照明カバーが破損したもの

です。これも破損したままの状態のカバーを設置しておくとな第三者に被害を与える可能性があります。壊れたカバーは取り外して下さい。

台風前の予防対策としては、破損する可能性のある部位を養生テープ等で補強する方法もあります。

なお、台風の通過後は点検を行い、破損した場合は応急復旧を必ず行って下さい。対応に苦慮する場合や技術的な疑問がありましたら、ご連絡ください。

3. 令和2年度保全業務労務単価について

令和2年度の建築保全業務労務単価が、国土交通省のホームページに掲載されました。来年度の保全業務費の算定に用いる単価としてご活用ください。

令和2年度建築保全業務労務単価について

https://www.mlit.go.jp/report/press/eizen03_hh_000045.html

編集事務局

国土交通省 関東地方整備局営繕部 保全指導・監督室 保全担当
〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 Tel 048-600-1357
ご要望等がありましたら、管轄の営繕事務所に、お尋ねください。
関東地方整備局営繕部

保全指導・監督室	http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/	(電話)	048-600-1357	(Fax)	048-600-1397
東京第一営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo1ez/	(電話)	03-3363-2694	(Fax)	03-3367-8796
東京第二営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo2ez/	(電話)	03-3531-6550	(Fax)	03-3531-6995
甲武営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/koubueez/	(電話)	042-529-0011	(Fax)	042-529-0014
宇都宮営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/utsunomiyaez/	(電話)	028-634-4271	(Fax)	028-632-6229
横浜営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/yokohamaez/	(電話)	045-681-8104	(Fax)	045-224-8974
長野営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/naganoez/	(電話)	026-235-3481	(Fax)	026-235-8713

国家機関の建築物等で保全に関する発生した重大な事故・故障がありましたら下記までご報告願います。
営繕部調整課 Eメール: ktr-eizen-jiko01@ktr.mlit.go.jp (電話) 048-600-1355 (Fax) 048-600-1396
※上記の「★」記号を「@」記号に置き換えて下さい。

ご連絡いただいている保全担当者様に変更がございましたら、各営繕事務所の保全担当までお知らせ下さい。